令和8年度地方独立行政法人静岡県立病院機構
医療機器等保守点検業務委託契約書（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、甲の所有する仕様書**別紙１**に掲げる医療機器等（以下「機器等」という。）が正常、適正に機能するよう保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第２条　乙は、契約書、仕様書及び付帯文書に基づき委託業務を行うものとする。

（業務実施場所）

第３条　乙は、静岡県立総合病院、静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院（以下「３病院」という。）で業務を実施する。

（委託契約期間）

第４条　契約の期間は令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

（委託料及び支払方法）

第５条　甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として金○○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○，○○○，○○○円）を支払う。

２　前項の委託料は、四半期毎に支払うものとする。

３　乙は、第８条の保守点検業務実績報告書の確認を受けてから 10 日以内に請求書を甲に提出するものとする。

４　甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

５　１回につき支払う委託料の金額は、金○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税額○，○○○，○○○円）とする。

（申出義務）

第６条　乙は、この契約の締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事情の生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（保守点検計画書の提出）

第７条　乙は、業務開始後 10 日以内に、**様式１**により３病院毎の**年間保守点検業務実施計画書**を作成し、甲の承認を得なければならない。

（点検業務結果の報告）

第８条　乙は、委託業務を実施したときは、その都度、速やかに**様式２**により**作業報告書**を作成し、機器等の使用担当者及び事務担当者に提出し確認を受けなければならない。また、乙は、各四半期満了の翌月７日までに**様式３**により当該四半期にかかる**保守点検業務実績報告書**を甲に提出し確認を受けなければならない。

（改善提案書の提出）

第９条　乙は、令和８年９月末日までに**様式４**により、３病院における機器等の保守点検内容の**保守点検内容改善提案書**を甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条　乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（機密の保持）

第11条　乙は、委託業務の実施中に知り得た甲の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第12条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記**「個人情報取扱特記事項」**を遵守しなければならない。

（損害賠償責任）

第13条　乙は次に掲げる理由の一が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2)　次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（契約の解除）

第14条　甲は、次に掲げる理由の一が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を実施しないとき、又は実施する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人が、委託業務を履行する能力を失ったと甲が認めるとき。

(4) 乙又はその代理人が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（契約の変更）

第15条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

（合意管轄）

第16条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第17条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和８年　月　日

（甲）　静岡市葵区北安東４丁目27番１号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長　坂本　喜三郎

（乙）　○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○○○○

別　記

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第 10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

上記によらない事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。